

【詳細版】

■狩猟ができるまで ～初心者が狩猟をするには 福岡県の場合～

《狩猟ができるまでの概要》

- ・ 狩猟をするためには、先ず住所地为管轄する都道府県知事が行う狩猟免許試験を受けて、「**狩猟免許**」を取得し、次に狩猟を行いたい場所を管轄する都道府県知事に「**狩猟者登録**」をして、はじめて猟を行うことができます。
- ・ 「**狩猟免許**」と「**狩猟者登録**」は、使いたい猟具の種類に応じて4種類に分かれています。

狩猟免許・狩猟者登録の種類

種類	使用出来る猟具
網 猟	むそう網、はり網、つき網、なげ網
わな猟	くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな
第一種銃猟	散弾銃、ライフル銃、空気銃(圧縮ガス銃含)
第二種銃猟	空気銃(圧縮ガス銃含)

年齢について

試験当日の年齢が、網猟・わな猟：18歳以上、
第一種・第二種銃猟：20歳以上であること。

- ・ 銃猟を行う場合は住所地为管轄する都道府県公安委員会から銃の所持許可を受ける必要があります。詳しくは、住所地为管轄する警察署又は、福岡県警察本部 生活保安課 銃砲火薬係（092-641-4141 内線 3177）にご確認ください。

1. 狩猟免許の取得

狩猟免許は猟具により4種類に分かれ、種類ごとに試験を実施し、合格者に免許を交付しています。複数の免許を同時に所持することもできます。なお、免許の有効期間は3年(初回は約3年)となっており、更新をして継続することができます。

(1) 免許申請

住所地为所管する農林事務所農山村振興課又は農山村・農業振興課へ申請書を提出してください。なお、申請書には医師の診断書等を添付する必要があるので十分な時間の余裕をみて準備し、期限までに申請書を提出してください。

(2) 免許試験実施日・会場

福岡県では、6月末(平日)と7月末(平日)に県内3か所ずつ、8月(休日)と1月(休日)に1か所ずつ、年4回狩猟免許試験を実施しています。

(3) 試験の内容

- ①知識試験：法律、猟具、鳥獣に関する知識を三肢択一方式で筆記試験を行います。
- ②適性試験：視力(矯正視力含)、聴力(補聴器による補正含)、運動能力(補助手段含む)
- ③技能試験：猟具の取扱、鳥獣の判別

※複数種類の試験を同時に受験することもできます。

(4) 事前講習会（試験勉強）

狩猟免許試験が行われる数週間ほど前に試験に備えた講習会を猟友会で実施しています。実際の試験に即した内容の講習会で、かつ免許取得後の安全・適法な狩猟実施には大変有用ですので、受講をお勧めしています。

※事前講習会の受講費用について、一部助成制度（国庫）があります。詳細については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

2. 狩猟者登録

- ・実際に狩猟を行うためには、狩猟をしたいと思う場所を管轄している都道府県知事に対し、所持している免許の種類に応じて狩猟者登録を申請する必要があります。
- ・狩猟免許は全国で有効ですが、狩猟者登録は狩猟したい都道府県それぞれで行う必要があります。
- ・登録は免許の種類に応じて4種類に分かれており、複数の種類の登録を同時に行うこともできます。
- ・本県で狩猟をする場合は、住所地を管轄している農林事務所に登録の申請をしてください。また、狩猟の類別ごとに狩猟税の納税も必要です。

3. お問い合わせ先

狩猟免許・狩猟者登録の申請に必要な添付書類、申請期限や試験会場など詳細は、県のホームページをご覧ください。最寄りの農林事務所農山村振興課（八幡農林事務所のみ農山村・農業振興課）にご照会ください。

○【参考：福岡県ホームページ】

試験：「新たに狩猟をしようとする皆さんへ（狩猟免許試験のご案内）」

狩猟者登録：「福岡県内で狩猟される方へ～狩猟者登録手続の御案内～」

【平日：午前8時30分～午後5時15分まで】

事務所名	電話番号	管轄区域
福岡農林事務所 (農山村振興課)	092-735-6123	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、糟屋郡
朝倉農林事務所 (農山村振興課)	0946-22-5342	久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡
八幡農林事務所 (農山村・農業振興課)	093-601-3969	北九州市、中間市、遠賀郡
飯塚農林事務所 (農山村振興課)	0948-21-4953	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡
筑後農林事務所 (農山村振興課)	0942-52-5108	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潴郡、八女郡
行橋農林事務所 (農山村振興課)	0930-23-0381	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡